

さいたま市告示第 1 4 2 5 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
3 1 7 8 9 号 線	さいたま市西区大字指扇字下戸 1057 番 2 地先	令和 8 年 9 月 2 日
	さいたま市西区大字指扇字下戸 1054 番 3 地先	
3 1 8 3 7 号 線	さいたま市西区大字指扇字向 1334 番 1 地先	令和 8 年 9 月 2 日
	さいたま市西区大字指扇字向 1292 番地先	
4 1 6 6 6 号 線	さいたま市西区大字佐知川字金山 1406 番 3 地先	令和 8 年 9 月 2 日
	さいたま市西区大字佐知川字金山 1406 番 1 地先	